会員各位

一般社団法人東京都トラック協会 労務厚生委員会 委員長 大高 一義

定期健康診断の確実な実施について

拝啓、陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、定期健康診断は、トラック運送事業者がドライバーに対して悉皆で実施しなければ ならないこととして、労働安全衛生法 第 66 条にて規定されています。

今般、令和5年度が終わり、健康に関する助成事業を集計したところ、定期健康診断における助成申請が1,616社と、当協会会員数の50%強の状況であることが確認されました。

現に定期健康診断を実施しているものの助成を申請されていないのであれば、是非とも 今年度におきましては申請いただけますよう、ご検討いただきたいと存じます。

一方で、定期健康診断を未実施である場合、社会的に法令遵守が叫ばれているなか、定められたことを遵守できないのであれば、エッセンシャルなトラック運送業界とはいえ、社会的信頼性は失墜し、経済的・社会的規制の強化につながることは想像されるところです。

2024 年問題の渦中、新しくドライバーを確保することは不可欠なことですが、現在ドライバーとしてハンドルを握っている方々の健康管理を行い、健康であることを維持して長く勤務していただくために、また、トラック運送事業が安全・安心、かつ、エッセンシャルな社会インフラとしての地位を確固たるものにしていくためにも、定期健康診断の受診を確実に実施していただけますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

【参考】

労働安全衛生法

第66条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第66条の10第1項に規定する検査を除く。)を行わなければならない。